

## 令和4年度 第3回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年6月20日（月）13時30分～14時11分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	千葉賢一	○	
	6番	会長職務代理者	石川文士良	○	
	1番	委員	千葉三智枝	○	
	2番	委員	青木慶	○	
	3番	委員	青木長男	○	
	4番	委員	千葉力男	○	
	5番	委員	鈴木正昭	○	
事務局		局長	佐々木元		○
		次長	菅原正宏	○	
		主査	島原理絵	○	

#### 4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

報告第 5号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第 6号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

議案第11号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」並びに「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の決定について

## 【 会 議 の 概 要 】

議長：千葉会長  
(13時30分開会)

- 議長 ただいまより、令和4年度第3回平泉町農業委員会総会を開会いたします。  
委員総数7名中、7名全員出席。よって、会議は成立しております。  
次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。  
(なし)
- 議長 それでは、議事録署名人には、1番委員、5番委員の両名を指名します。会議書記には、事務局の菅原次長、島原主査にお願いします。  
次に、会務報告について、事務局長より説明願います。
- 菅原次長 (会務報告の朗読、説明)
- 議長 以上で会務報告を終わります。それでは、本日の議案を上程します。事務局長説明願います。
- 菅原次長 (本日の議案件数等を説明)
- 議長 それでは、「報告第5号 農地法第3条の3の規定による届出について」、事務局説明願います。
- 島原主査 (報告案件の朗読、説明)
- 議長 いずれも所有者の死亡による相続4件です。
- 議長 ただいまの「報告第5号」について、発言のある方は挙手をお願いします。発言がないようですので、「報告第5号」を終わります。
- 議長 次に、「報告第6号 農地法第18条第6項の規定による届出について」、事務局説明願います。
- 島原主査 (報告案件の朗読、説明)
- 議長 農地所有者が所有権移転申請をするための合意解約4件です。
- 議長 ただいまの「報告第6号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 議長 発言がないようですので、「報告第6号」を終わります。
- 議長 それでは、議案審議に入ります。「議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局説明願います。
- 島原主査 (提出議案の朗読、説明)
- 議長 新たに農業経営を開始するための賃貸借1件と経営規模拡大のための賃貸借1件です。事前にお渡ししている調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議長 それでは現地調査をした委員、3番委員。
- 3番委員 6月14日に、4番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。賃貸借No3は、耕起されている状態で、借受人となる新規就農者もブロッコリーとトウモロコシを中心に、畑地として活用する予定なので問題ないと考えま

す。また、賃貸借No4は、昨年まで水稻を作付けしていた農地で、今年から地域の中心経営体の方が借受人となり、新規でりんどうを作付けする計画であり問題ないと考えます。

議 長 質疑に入ります。質問等ございませんか。  
(なし)

議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議 長 挙手全員、許可と決定します。

議 長 次に、「議案第10号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について」ですが、本件に関する委員がいることから、番号1及び番号2と番号3を分けて審議します。それでは、事務局説明願います。

菅原次長 (提出議案の朗読、説明)

番号1から番号2の法人2件について、法人形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員等の要件全てに適合していると考えます。

議 長 それでは、番号1及び番号2について質疑に入ります。質問等ありませんか。  
(なし)

議 長 それでは採決を行います。番号1及び番号2の原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議 長 挙手全員、適と決定します。

議 長 それではここで、「農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定」により、次の案件に関する■■■■と■■■■には一時退席をお願いします。

議 長 暫時休憩します。(13:53)

議 長 再開します。(13:54)

議 長 それでは、引き続き議案第10号の番号3について事務局説明願います。

菅原次長 (提出議案の朗読、説明)

番号3の法人1件について、法人形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員等の要件全てに適合していると考えます。

議 長 番号3の質疑に入ります。質問等ありませんか。  
(なし)

議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議 長 挙手全員、適と決定します。

議 長 暫時休憩します。(13:58)

議 長 再開します。(13:59)

議 長 次に、「議案第12号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」並びに「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の決定について、事務局より説明願います。

菅原次長 (提出議案の朗読、説明)

議案第11号は、農業委員会等に関する法律などにより、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会における事務の実施状況を6月30日までに公表することとされており、その公表内容について、ご審議いただくものでございます。

公表内容についてですが、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」につきましては、P15からP22で、1農業委員会の状況、2担い手への農地の利用集積・集約化、3新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、4遊休農地に関する措置に関する評価、5違反転用への適正な対応、6農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、7地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、8事務の実施状況の公表等の、項目毎に実績を取りまとめたものでございます。

続いて、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」については、P23からP25で、今年度より報告様式が変更となります。内容につきましては、1農業委員会の状況、2最適化活動の目標の活動計画です。

なお、公表にあたっては、本件に対する町民等の意見募集を行うこととされており、意見募集は町ホームページにて、5月20日から6月19日まで実施いたしました。意見としましては、6月2日に農地利用最適化推進会議で多数の意見があった1人当たりの活動日数目標について、事務局提案10日の設定を1ヶ月当たり8日に変更する点のみです。説明につきましては、以上となります。

議長 議事に入ります。質問等ございませんか。  
(なし)

議長 ないようですので採決いたします。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員により、原案のとおり決定いたします。

これをもって、令和4年度第3回平泉町農業委員会総会を終わります。ご苦労様でした。

(14時11分閉会)

【議事録署名】

議長 会長 千葉 賢一 ㊟

署名人 1番 千葉 三智枝 ㊟

署名人 5番 鈴木 正昭 ㊟